

東京都消費者教育推進計画の具体的施策の状況

- 消費者教育推進法に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する計画
- 東京都消費生活基本計画の一部としての位置づけ
- 計画期間は東京都消費生活基本計画と同じ5年間(平成25年度から29年度まで)

【主な取組状況(平成28年度)及び取組予定(平成29年度)】

番号	施策名	主な取組状況(平成28年度)	主な取組予定(平成29年度)	参考資料 ①ページ
1-1-2	従業員に対する消費者教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法、クレジットカードやネットトラブルの事例と対処方法等をテーマに新入社員向け講座を実施(8回) ・悪質商法の実態と対処方法等をテーマに中堅社員向け講座を実施(5回) ・従業員向け消費者教育に取り組んでいる団体等の事例をホームページ等で紹介(4団体) ・30歳～50歳代のミドル層に多い消費者トラブルやくらしに役立つ知識をまとめた「飯田橋四コマ劇場」(ミドル層向け消費者読本)を作成し、事業者・事業者団体に配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)派遣による出前講座活用の働きかけを実施 ・従業員向け消費者教育に取り組んでいる団体等の事例をホームページ等で紹介 ・事業者・事業団体等に対して、様々な機会を活用し、連携した啓発協力を依頼 	118
1-2-1 (1-3-4)	区市町村の消費者教育を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題マスター講座に「区市町村優先枠」を設け、地域で消費者教育の担い手となる受講生の優先受入れを実施(13区市から30人) ・専門知識を持つ団体等に講師を依頼し、区市町村消費生活行政職員研修を開催(1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題マスター講座に「区市町村優先枠」を設け、区市町村を通じ申込みのあった受講生の受入れを実施 ・区市町村消費生活行政担当職員向け研修を開催 	121
1-3-1	区市町村の消費者教育推進への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が実施するイベント等において、啓発グッズの提供、着ぐるみの貸出し、集客のための広報協力を実施 ・区市町村が実施する出前講座でテーマ、日程、対象者等調整が困難な場合、都が東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)を派遣し、講座の実施を支援(49回、受講者数1,377人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の消費者教育推進の取組への支援について、積極的に実施 ・区市町村に対し、東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)派遣による出前講座活用の働きかけを実施 	126
2-1-2	幼児等を対象とした事故防止ガイドの活用等	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリ・ハット調査結果を分析し、「乳幼児の家庭内の水回り事故防止ガイド」を作成、保育所、幼稚園等へ配布するとともに、「東京くらしWEB」、ツイッター等で注意喚起を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を対象としたさまざまな事故事例を集めた防止ガイドを作成し、引き続き注意喚起を実施 	132

番号	施策名	主な取組状況(平成28年度)	主な取組予定(平成29年度)	参考資料 ①ページ
2-2-3	消費者教育用教材の作成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校生(高等部)・若者向けのWEB版消費者教育読本を作成し、併せて当該教材を授業で活用できるよう教員用のパワーポイント資料と指導書を作成 ・教員講座において、平成27年度以前に作成したWEB版消費者教育読本の活用方法等に関する講座を実施 ・中学生・高校生向けのDVD教材を作成し、併せて当該教材を授業で活用できるよう補足解説やワークシートを作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たにDVD教材及びWEB版消費者教育読本を作成 ・作成した教材を活用した教員講座を実施し、教材の活用を促しながら教員を支援 ・新作教材とともに既存の教材の活用促進を実施 	137
2-3-1	若者向け悪質商法被害防止キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> ・若者向け悪質商法被害防止キャンペーンの実施(啓発用ポスター・リーフレット配布、啓発グッズの配布、交通広告、映画館等におけるCMの上映、着ぐるみを活用した広報啓発活動、悪質商法をテーマに芸人が作った漫才・コントをネット動画で公開、特別相談「若者のトラブル110番」の実施等) ・小池知事が若者へ消費者被害の防止を呼びかける動画を制作し、YouTubeや街頭のデジタルサイネージで配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象に、より適切な媒体を検討し、他団体とも連携を図り、啓発を実施 	146
2-3-6	出前講座(大学等との連携)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)を講師として大学における新入生ガイダンス等にて出前講座を実施(62回) ・出前講座活用実績のある大学等に対して大学生等の消費者被害防止を目的とした啓発活動を実施(電話案内:19校、書面案内:74校) ・企業の新入社員研修等にコンシューマー・エイドを派遣し、出前講座を実施(12回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座を継続して実施し、大学等で更に活用されるよう広報・宣伝を強化 	151
2-5-1	高齢者悪質商法被害防止キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者悪質商法被害防止キャンペーンの実施(啓発用ポスター・リーフレット配布、介護事業者等への啓発用ステッカーの配布、交通広告の実施、高齢者被害特別相談の実施等) ・宅配事業者等と連携し、高齢者世帯に悪質商法に関するリーフレットを手渡しで届ける取組を実施(平成28年9月～12月、都内全域で約14万7千部のリーフレットを配布) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び高齢者を見守る人々を対象に、より適切な媒体を検討し、他団体とも連携を図り、啓発を実施 ・宅配事業者等と連携し、高齢者世帯等に悪質商法に関するリーフレットを届け、注意喚起を実施 	160